

## 国土利用計画の概要

- 目的（国土利用計画法第1条）

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。
- 基本理念（国土利用計画法第2条）

国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものであり、国土利用計画はこの基本計画に即して策定される。
- 構成（国土利用計画法第4条）

全国の区域について定める全国計画、都道府県の区域について定める都道府県計画、市町村の区域について定める市町村計画の3段階により構成されている。
- 計画事項（国土利用計画法施行令第1条）

全国計画、都道府県計画、市町村計画いずれも次に掲げる事項を計画事項として定める。

  - ① 国土の利用に関する基本構想
  - ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
  - ③ 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
- 計画策定手続き等（国土利用計画法第8条）

市町村は、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を策定することができる。

  - ・ 住民の意向を反映させるための措置
  - ・ 都道府県知事への報告及び要旨の公表
  - ・ 都道府県知事による助言・勧告
- 計画の基本性（国土利用計画法第8条）
  - ・ 市町村計画は、都道府県計画が定められている時は都道府県計画を基本とする。
- その他
  - ・ 市町村計画の内容については、当該団体の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じ、その特性を生かすとともに、環境の保全に配慮するものである。
  - ・ 市町村計画は、それぞれの行政区域についての国土利用の基本的方向を示すものであり、地方行政の根幹に影響を与えることが考えられるので、任意で策定する事が出来る。

# 国土利用計画策定フロー

